

さいたま市自治基本条例検討委員会
第14回会議 議会・行政部会検討の記録

日時	平成 22 年 12 月 21 日(火) 18:45～23:15
場所	さいたま市役所地下 1 階第 2 会議室
参加者 敬称略	〔委員等〕 計 8 名 染谷 義一 / 歌川 光一 / 高橋 直郁 / 中田 了介 / 福島 康仁 / 堀越 栄子 / 湯浅 慶 / 渡邊 初江 (欠席者:遠藤 佳菜恵 / 三宅 雄彦) 〔事務局:さいたま市〕 計 5 名 企画調整課主幹 松本 孝 / 企画調整課総合振興計画係係長 柿沼 浩二 / 総合振興計画係主査 松尾 真介 / 総合振興計画係主査 島倉 晋弥 / 企画調整課企画係主任 清水 慶久 〔地域総合計画研究所〕 計 1 名 細田 祥子 〔傍聴者〕 0 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	(1)自治基本条例について(各テーマの検討) [公開]
配付資料	次第 参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

(1) 自治基本条例について
行政テーマ

(1)市長の役割・責務

【条例案骨子】

(市長の役割・責務)

- ・ 市長は、市の代表者として、市民福祉の増進、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を執行する。
- ・ 市長は、開かれた市政運営を行い、効率的かつ健全な財政運営を行う。
- ・ 市長は、行政の各分野にまたがる問題について、相互の連携を図り、調整するように努める。

【考え方・解説】

- ・ 市長は直接選挙によって選ばれ、市民の信託に基づいて市政を運営する市の代表である。現在でも提案システム等が採用されており、また市長は選挙を通じて市民の評価を受けるが、長期的に市民自治を実働させるためには、市民の意思の反映した意思決定がなさ

れなければならない。

- ・ また、昨今の社会状況からして、さいたま市においても、健全な財政運営は、市民自治の基盤として、市長の重要な役割であり、とりわけリーダーシップの発揮が期待される。

【歌川委員から】

- ・ 前回の議論を踏まえて、市長のリーダーシップについて追加した。

【事務局から】

- ・ 市全体の経営戦略、ビジョンといったキーワードも検討してはどうか。また、「財政運営のリーダーシップ」とあるが、リーダーシップについては、財政だけでなく市政全体に対して発揮すべきものではないか。
- ・ リーダーシップについて述べるのであれば、「市長は、行政の各分野にまたがる問題について、相互の連携を図り、調整するように努める。」の語尾は、努力規定ではなく、他と合わせていいのでは。

【検討】

- ・ 市長の責務として当たり前の内容になっている。「市政のコンセプトを明示する」などのよりダイナミックな役割がある。
- ・ 市長は、公平誠実な執行力よりも、創造力、構成力が求められる。
- ・ 3つめの「相互の連携を図り、調整する」は、市長というより、副市長以下の職員が行うべき事である。市長の役割としては、やはり最終決断することである。

(2)市職員の役割・責務(人づくり)

【条例案骨子】

(市職員の役割・責務)

- ・ 市職員は、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を執行し、また、市民とともに市民自治を推進する。
- ・ 市職員は、市民の信頼にこたえ、市民が満足を得ることができるよう、知識、教養を深めるように努める。

【考え方・解説】

- ・ 市職員は、市民自治という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在である。
- ・ しかし、現行の縦割りのかつ流動的な組織・人事体制及びそれに順ずる意識の下では、市職員の能力・経験が十分発揮されるとは考えづらい。サイレントマジョリティ等の存在も視野に入れつつ市民の要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が望まれる。また、それらの前提として、タウンミーティング等への参加等、市民自治への積極的参加が望まれる。
- ・ 具体的な能力について、ミクロなレベルでは、区やコミュニティの役割が強化される中で、地域住民の要望に対して誠実に対応するコミュニケーション能力、及び市民自治に関して市・区・コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用するコーディネート力が今後一層重要となる。

【歌川委員から】

- ・ 1つ目の項目を追加した。
- ・ 2つ目の項目「知識、教養」については、場面によって求められる内容が異なると考え、具体的なことは解説に記載している。

【事務局から】

- ・ 「市民自治を推進する」というのは、市長の責務であれば理解できるが、市職員それぞれの責務としては重く、抽象的すぎるのではないか。「市民の声を聞き、対応する」などより具体的な表現は検討できないか。
- ・ 「知識・教養」があっても、実際の場面で活用できる「能力」がなければならない。「能力」としたほうが適切ではないか。

【検討】

- ・ 「市民とともに市民自治を推進する」とあえて強調したい。
- ・ 職員の役割・責務には「心構え」といったものも含まれるべきであり、「能力」と限定せずに、表現に幅を持たせた方がよいのでは。
- ・ 何のための「知識、教養」か、を明確に記載すべき。「市民が満足する政策形成のため」など。
- ・ 「知識、教養を深めるように努める。」とは、自己啓発のことに感じられるので疑問である。役割・責務であるなら職員が職務上行うべきことを挙げるべきである。

(3) 行政運営の基本原則

【条例案骨子】

(行政運営の基本原則)

1. 市は、政令指定都市として、持続可能なまちづくりの実現に向け、明確なコンセプトを提示し、計画的な行政運営を行う。
2. 行政運営に際して、以下を基本とする。
 - ・ 市民に関する情報の適切な発信、管理、共有を図り、公正性、透明性の向上を図る。
 - ・ 市民の参画の機会の確保、市民の意思の市政への反映に努める。
 - ・ 市民の自主的な活動を尊重すると同時に、協働の格となる人材の育成や発掘に努め、積極的な協働を図る。
 - ・ 組織について、社会経済情勢の変化及び多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行う。

【考え方・解説】

- ・ さいたま市はこれまで、主にベッドタウンとしての発達を遂げてきたが、地方分権の時代にあっては、より積極的なまちづくりのコンセプトを提示しなければならない。
- ・ 現在、さいたま市では多くの市民活動団体が活動しており、提案もなされているが、市民の提案が政策に結実するまでには至りにくい。
- ・ 「人づくり」の観点から自治会、NPO・ボランティアなど、協働の核となる人材を十分

に活用する。

- ・ 現在、市の組織が専門分化されていることによって、類似の事業が展開されていたり、またそれ自体が部署同士で認識されていないような状況が見受けられる。

【歌川委員から】

- ・ 「政令指定都市として」という表現は、前回（第13回）の議論から不適切だと思われるので削除してもよい。
- ・ この部分の主語をどうするか検討したい。

【事務局から】

- ・ 解説に「自治会、NPO・ボランティアなど、協働の核となる人材を十分に活用する」とあるが、「使われる」というイメージがあり表現が不適切ではないか。
- ・ 主語については、ここでは「市」としておいていいのでは。全体が出揃ったときに整理すればよい。
- ・ 2の4点目の内容は、「組織」に限らない内容ではないか。

【検討】

- ・ 「計画的な行政運営」に「柔軟な対応」ということを追加すべき。
- ・ 2の1～3点目は、「情報」「参加」「協働」で、4点目はそのための「組織」という考え方もできるのではないか。
- ・ 「コンセプト」というカタカナ語は、多くの市民が分かるように漢字で表現すべき。
- ・ 「無駄をなくす」「行政の効率性」「収支バランス」といった趣旨は、この項目に含めないのか。
- ・ 「(1)市長の責務」に同様の記載がある。「市長の責務」で述べるのか、「市政運営の基本原則」で述べるのか。分けて書きにくい。

(4)情報の共有

【条例案骨子】

(情報公開)

- ・ 行政は保有する情報を、情報公開の原則に基づき請求がある時は公開する。
- ・ また、行政としての説明責任、行政の透明性の確保のため、公開の請求がなくても積極的に公開するものとする。

(情報提供)

- ・ 情報提供は、スピード性・公正性・公平性・透明性に留意して市民の権利を保障する。

(個人情報の保護)

- ・ 「公」と「私」をしっかりと区別し、セキュリティ面も考慮したものとする。

【考え方・解説】

- ・ 現在、市（行政）の意志決定の過程を「見える化」し、政策を作り上げていく過程での早い段階からの情報公開が求められています。情報を共有することにより、市民自治の発展が望めると思います。もちろん、パブリックコメント等に参加する場合、参加した後でそれがどのように政策に反映され活用されているのかまで含みます。

- ・ 自分の住んでいる地域のことのみならず、今、さいたま市がどのような状況に置かれており、問題点をどのように解決しようとしているのか、というような情報を共有化したいと思います。
- ・ 市政に関する情報は、市民の財産ですので適切な発信、及び管理を市民から委ねられており、広く市民と共有化していくこと、そして更に市民自治を推進していくことが求められています。

【渡邊委員から】

- ・ 前回の議論を反映したが、解説は未整理である。

【事務局から】

- ・ 「情報公開」とは開示請求があれば行うものであると前回整理した。「また、行政としての説明責任、行政の透明性の確保のため、公開の請求がなくても積極的に公開するものとする。」は、「情報提供」の内容である。
- ・ 情報提供や情報公開により行政と市民が情報を共有することが、なぜ市民自治の発展につながるのか、その間をつなぐような説明が必要ではないか。
- ・ 情報提供の「公正性・公平性」とはどのような意味か。「スピード性」は「迅速性」に言い換えた方がよい。
- ・ 「「公」と「私」をしっかりと区別し」とはどのような意味か。

【検討】

- ・ 「情報公開」「情報提供」「個人情報保護」の3つから構成したい。内容は改めて整理する。
- ・ 「「公」と「私」をしっかりと区別し」とは、公益性がある場合には、個人情報保護が絶対ではないということを書きたかった。
- ・ 「行き過ぎた個人情報保護」についてはどのように記載すべきか。
- ・ 地域の情報共有については、災害時などの問題があるので「危機管理」のテーマで論じてもいいのではないか。
- ・ 個人情報保護は重要であり、前提として、その上で、「公共性の利益が高い場合には」と別に書き分けてはどうか。
- ・ 「情報提供」については、「市民に分かりやすい」「効果的な」というキーワードを追加した方がよい。
- ・ 「市民の権利を保障」は、「市民の知る権利を保障」と明記する。
- ・ 【条例案骨子】の項目の順序は、「情報提供」がまずあり、足りなければ「情報公開」がある、と考えるべき。
- ・ 何のために情報を共有するかを考えると、この「(4)情報共有」と次の「(5)政策形成過程への参加」は密接な関係があり、この点も考慮したい。

(5) 政策形成過程への参加

【条例案骨子】

(政策形成過程への市民参加の推進)

- ・ 行政は、市民の意見を反映した市政運営に努める。
 - ・ 市民参加の制度や、機会の充実に努める。
- (市民参加の制度の簡素化)
- ・ タウンミーティング、審議会等への参加に関わる手続きの簡素化に努める。
 - ・ 参加の継続性が重要です。市民は結果に対しても点検、検証を行う責務を持つ。
- (政策の実施についての結果の保障)
- ・ 市民参加をセレモニーと化すことなく、結果についての報告の責任を持つ。

【考え方・解説】

- ・ さいたま市では、これまでも、審議会やパブリックコメントに多くの市民が参加しています。しかし、より多くの市民が政策形成過程にまで参加できるようにするためには、どのような方策があるのかを考えてみたい。
- ・ 参加の機会の保証を高めるのみならず、どのように政策に反映され、どのように市民自治が深化しているのかを、市民に見えるようにしたい。自治基本条例検討委員も市長に委嘱されているものであり、条例は市長が議会に提出し、審議し、議会での議決されるのですから、議員は自分の支持者だけではなく、広く市民に賛成・反対を明らかにし、その理由も開示する責務があります。
- ・ 参加条件の緩和が必要です。タウンミーティングでは、事前申し込みが必要であり、質問も事前提出を求められているのが現状です。自由に気軽に参加できるような工夫はないのでしょうか。
- ・ 公募のやり方に工夫できる点はないのでしょうか。

【渡邊委員から】

- ・ 「(政策の実施についての結果の保障)」については、優先度を下げているかどうか検討が必要。

【事務局から】

- ・ 「市民は結果に対しても点検、検証を行う責務を持つ。」とは、市民の責務として重いのではないか。参加の継続性と相反しないか。
- ・ 解説に議会の責務について触れているが、ここでは記載の必要がないのではないか。
- ・ 「市民参加をセレモニーと化すことなく」の表現は、今、熱心に取り組んでいる団体もあり、表現として不適切ではないか。

【検討】

- ・ 「(政策の実施についての結果の保障)」については、市民参加で受け取った意見を反映した市政の状況について、市民に進捗を報告すべき、という主旨で書いた。
- ・ 「セレモニー化」というのではなく、「形骸化しないように」などと今後に向けて書くべき。

(6) 区のあり方

【条例案骨子】

(区長の役割・責務)

- ・ 区長はまちづくりの方針に基づき、マネジメント能力を発揮し、スピード感を持って区政を行う。
- ・ 区長は他区の取り組みを学び、また区内での良い取り組みを他の区にも波及させるべく、全市の発展の責任を負う。

(区役所の役割・責務)

- ・ 総合的な窓口となる。
- ・ ワンストップサービスの徹底。
- ・ 市民の問題提起を受け止める一番身近な窓口として機能し、全市的な問題と、区内でできる事を仕分けし処理する。積極的に協働を推し進め問題解決の責務を負う。
- ・ 区役所は、自治会等の既存の団体・組織、NPO、ボランティア団体、コミュニティ団体等の横の繋がりを組み立てられるように努力する。

(区民会議の役割・責務)

- ・ イベントに偏りがちな現在の区民会議から、地域ごとの課題共有と、解決方法を協議する場へと発展する。
- ・ 協議をし、合意形成をはかるという事までできるモデルとしての役割を持つ。

(コミュニティの役割)

- ・ お互いさま、感謝の気持ちを一番に、時代に合わせたコミュニティの再編を行う。
- ・ コミュニケーションを通して、意思の疎通をはかり、明るく楽しい地域となっていくよう努力をする。

【考え方・解説】

- ・ 政令指定都市は、地方自治法上、行政区を設置しなければなりません。これまでに「市民」と「本庁」とのパイプ役で良かった区でしたが、地方分権が進み、また市民のニーズも多様化する中で、より市民に近いところで行政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきました。
- ・ この基本条例を作り上げていく中で、さいたま市の10年の実績を振り返り、区のあり方を明文化しておくべきであると考えます。
- ・ 市民自治を考えた場合、一番の基本単位は自治会であると思います。この単位がコミュニティを活性化し、今起きている様々な問題解決をしていく事が必要です。
- ・ さいたま市の年齢別人口は多い方から、38才、37才、36才、39才、40才、41才、35才、42才、43才、34才の順です。(9月現在)この世代の人達が、自治会等、コミュニティに参加できる工夫はないのでしょうか。

【渡邊委員から】

- ・ 区については詳細に記載したい。
- ・ 区の権限を拡充するのか、縮小するのか、論点となっており引き続き議論したい。

【事務局から】

- ・ 「全市の発展の責任を負う」とすると、区長が自分の区以外の取組についても責任を負うようにも思える。

- ・ 「区民会議の役割・責務」「コミュニティの役割」については市民部会で検討しているので、全体会でのすり合わせ時に検討するのが良いのではないか。
- ・ 現在、「市民活動ネットワーク」構築の検討を行っており、「区役所は、自治会等の既存の団体・組織、NPO、ボランティア団体、コミュニティ団体等の横の繋がりを組み立てられるように努力する。」の内容はその方向性に合っていると思われる。
- ・ 区役所については、「区役所のあり方検討委員会」でこれに特化して検討がされ、「区役所のあり方に関する検討報告書」に、区役所の位置付けをまとめている。大きく方向が違わなければ、これを総括して記載してはどうか。

【検討】

- ・ 「区役所のあり方に関する検討報告書」には、「区長への人事配置権限の付与」「区長への予算の直接要求権限の付与」など関連する記載がある。この趣旨を追加してはどうか。
- ・ 全体的に「区役所のあり方に関する検討報告書」の方向に合わせていきたい。
- ・ 「中長期的な視点で区政に当たる」といった趣旨も記載されている。
- ・ 「ワンストップサービス」と「総合的な窓口」とは同様のものかではないのか。「ワンストップサービス」は手法として解説に記載すればいいのではないか。
- ・ 「区政」という表現は通常使っているのか。区長は公選で選ばれていないのに「区政」という表現を使うことに違和感がある。
- ・ 通常「区政」と使っている。
- ・ 市と区の役割分担についても「区役所のあり方に関する検討報告書」に記載があり、区民に身近で地域ごとに特性の異なる分野は区政の役割として提案されている。
- ・ 市のスモール版が区ではない。区には区の役割がある。そこを明確に表現したい。
- ・ 「区役所の役割・責務」については、「市政運営の基本原則」とあわせて「情報共有、参画、協働」の趣旨を追加してほしい。
- ・ 「区役所の役割・責務」の3つ目に、身近な窓口としての機能と、市と区との事務配分の両方について書いてあり、分かりにくいので、別々に書いた方が良いのではないか。
- ・ 特に、「市民参画の基本単位としての区」という位置付けにしてはどうか。
- ・ 「区長の役割・責務」の2つ目については疑問である。その区にとっては良い取組であっても、他の区にとっては効果がないかもしれないので、「他の区にも波及させる」必要はないのではないか。「他の区に学び」というのはよい。
- ・ 都市内分権を進め、まちづくりも区レベルに落とすことで、独自性や個性が生まれ、他方で、さいたま市としての一体感を損なわないように区間の調整を市が行うことで良いのではないか。
- ・ 区長の人事についても、同様の問題意識から「区役所のあり方に関する検討報告書」に「区長の在職期間」について触れられている。「中長期的な視点に立つ」という表現を加える。
- ・ 「区長マニフェスト」に記載がないことを市民が提案したい場合には、どうしたらいいのか。

(7)行財政運営 市民の意見の尊重

【条例案骨子】

(市民の意見等の尊重)

- ・ 市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等について、速やかに誠実に検討し、市の発展に寄与するもので、可能なものについては市政に反映させる。
- ・ 市は、市政に対する市民の意見、要望、提案等に対しての対応方針及び対応結果を、市民に速やかに回答及び公表する。

【考え方・解説】

- ・ 市は、市民のどんな意見、要望、提案等に対しても、速やかに誠実に検討し、市の発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なものについては、市政に反映させることとする。
- ・ そして、その対応方針及び対応結果を速やかに、意見等を行った市民に回答すると共に一般市民にも公表する。既に検討が済まされていて結論が出ている案件については、その既存の検討結果について丁寧に回答するが、再検討を妨げるものではない。
- ・ なお、市民自治が適切に育っていくためには、市民と市の双方が責任ある対応を行うことが不可欠である。市民自治を進めようとする「住んでいる市のために何が出来るかを積極的に考え、自ら動く市民」が今後一層求められることになる。
- ・ 本自治基本条例全体で想定している「市民」は、「市民側の責務も十分に認識した言動を行う人」であることを、本自治基本条例の他の条文で謳うことにより、この項目における市民側の責務をあえて謳う必要性をなくしたことを理解していただきたい。

【高橋委員から】

- ・ 市民自治を市民、議会、市の三者で推進していくという基本的な考えからすると、「議会と市民」、「議会と市」のそれぞれの間の説明責任について、ここで触れる必要性はないのか、それは議会関連の条文で触れることとするのか、或いは敢えて特出ししないこととするのかを整理しておきたい。

【事務局から】

- ・ 前回も述べたが、「速やかに誠実に検討し」とは疑問である。市には様々な要望等が持ち込まれ、行政では対応できないものや既に検討して決定したものもある。ここで「検討」とは、課や係など複数の職員で会議を持って議論するようなイメージであり、全ての意見に対して「検討」することは事実上困難である。
- ・ また、「回答及び公表」とあるが、例えば窓口などで個別に回答したものを全て、文書にして公表することは現実には不可能ではないか。「回答」については、1点目に含ませ、「公表」について別に考えてもよいと考えるがどうか。
- ・ 論点として挙げられている、「市民と議会」、「議会と市」については「議会テーマ」で記載されていればいいのではないかと。

【検討】

- ・ 事務局からの指摘について、解説に「既に検討が済まされていて結論が出ている案件については、その既存の検討結果について丁寧に回答するが、再検討を妨げるものではない。」と記載している。

- ・ さいたま市市民活動サポートセンターでは、文書の有無に関わらず、よせられたすべての意見や苦情を市民参加の運営委員会でオープンにし、回答といっしょにすべて館内で閲覧できるようにしている。労力がかかるが重要なことだと思っている。
- ・ 窓口のやり取りも含めた「全ての回答」を公表すべきとは想定していない。
- ・ 墨田区協治（ガバナンス）推進条例を見ると「説明責任」と「応答責任」という表現を使って、同様の内容以上のことを規定している。

< 墨田区協治（ガバナンス）推進条例 >

（説明責任）

第16条 区は、政策過程において、その必要性、妥当性、内容、効果、手続等を区民等に分かりやすく説明する責任を有します。

（応答責任）

第17条 区は、区民等から寄せられた区政に関する意見等について、十分に検討し、公正かつ適切に応えとともに、区政に活用する責任を有します。

- ・ 「説明責任」と「応答責任」という表現の方が分かりやすいので、文中に含められないか。
- ・ 【考え方・解説】に「どんな意見、要望、提案等」とあるので、すべての意見を検討しなければならないような印象を与えるのではないか。市政に対する意見など表現を工夫する必要があるのではないか。
- ・ 様々な意見が寄せられる中、法令や制度の説明をすべきもの、これまでの検討経緯を説明すべきもの、市政に反映できるかどうか「検討」すべきもの、などがある。これらを含めて「対応」と表現してはどうか。
- ・ 市に寄せられる意見には、市が対応できないものがあると思われる。しかし、本当に困っている人が来た場合には、そこで「市の仕事ではない」と単に回答するだけでなく、例えば民間等のどこに相談したらいいか、を一緒に考えてくれる市役所であってほしい。
- ・ 対応方針の回答及び公表とあるが、事実関係の回答など対応方針は必ずしも立てるものではないのではないか。
- ・ 語尾を「するよう努める」にするなどレベルを落とすことも考えられるのではないか。

(7) 行財政運営 行政手続

【条例案骨子】

前回、このテーマを本自治基本条例に入れるかどうかは、条例全体を見てから決めると整理されましたので、下記の内容は変更していません。

【検討】

- ・ この項目は行政手続条例があり、ここで特に追加する内容はないので現段階では削除の方向とする。

(7) 行財政運営 市の発展のための法務

【条例案骨子】

（市の発展のための法務）

- ・ 市民、議会及び市は、市の発展のための法令の解釈及び運用を積極的に行う。
- ・ 市民、議会及び市は、市の発展のために条例を積極的に見直し、必要に応じて、改廃または制定を行う。

【考え方・解説】

- ・ 地方分権が進み、自治体の自由度、裁量権が増加しているが、それが未だ十分に活かされていないのが現状である。
- ・ この機会を活かし、更なる発展の可能性を模索するために、既存法令の新たな解釈や柔軟な運用を試みる事が地方分権下の自治体には求められている。既存の法律の枠組みに囚われず、市の発展のための手段としての法律を捉えなおして活用することが必要である。
- ・ また、自治体の自由度、裁量権が増加していることを十分に認識して、市の一層の発展のために、市の既存の条例を再検討し、必要に応じて、改廃または、新たに制定することも必要である。

【高橋委員から】

- ・ 公的な法務への市民の具体的ななかかわり方が難しい。
- ・ 条文には謳わないが、何を想定しているかは整理しておく必要がある。
- ・ 法曹界の“お作法”に単に従うのではなく、市民感覚の積極的な反映方法等も含む。

【事務局から】

- ・ 見出しを変更しているが、「市の発展のための」という表現が漠然としているので、「政策法務」の方がかえって分かりやすいのではないか。
- ・ また、政策法務に関して「市民」が主語に含まれているが、市民は具体的な担い手になれるのか。
- ・ 「市の課題解決のために条例を制定する」のは理解できるが、「市の発展のために法令を解釈する」というのは、手段と目的が直接は結び付かず、補足説明が必要になるのでは。
- ・ 【考え方・解説】に「既存法令の新たな解釈」とあるが、これは言い過ぎではないか。「裁量の範囲で適切に」などの表現で良いのではないか。

【検討】

- ・ 「市民」も主語に追加したことについて、これからの市民自治を考えるにあたって、議会や行政にお任せするのではなく、市民自身も法令や条例の解釈、運用について意見を述べていく姿勢が必要であると考えた。
- ・ 「既存法令の新たな解釈」については、前回、これからの地方自治体に求められるという議論があったことを踏まえている。
- ・ 「新たな解釈」をすることは、国が法解釈を示す通達などとは別の解釈を独自に行うことであり、裁判で負けるリスクを背負うことになる。
- ・ 積極的に既存の法令と異なる運用を目指すというのではなく、自治体の裁量権が増している中で、地域の課題解決のために実態に合わせた条例の制定・改廃等を行うことで良いのではないか。
- ・ 「法令を超えない」前提であることを明記する必要はないか。

(7)行財政運営 組織

【条例案骨子】

(行政サービス)

- ・ 市は、市民の視点に立ち市民が行政サービスを利用し易い市役所組織を構成することを最優先する。
- ・ 市は、行政サービスを効率的、効果的に提供できる組織を目指す。

(市民自治)

- ・ 市は、市民が市政に参画し易いように分かり易い組織を目指す。
- ・ 市は、市民が市政に参画し易い組織風土を醸成する。

【考え方・解説】

(行政サービス)

- ・ 「市民が利用し易いこと」と「効率性等」を市役所組織に求めているが、両者が対立する場合には、前者の重要性が高いことを謳っている。
- ・ 「市民が利用し易いこと」とは、市民が行政サービスに苦勞せずにアクセスし、不安無くサービスを受けられることを想定している。例えば、行政総合窓口(ワンストップサービス)の設置などである。他にも、行政側の様々な新たな創意工夫も期待されている。

(市民自治)

- ・ 市民自治を推進していくために、市役所の組織編制を考える人は、まずは、市民にとって分かり易い組織であることと、市民が市政に参画し易い組織を考える必要がある。
- ・ 前者は組織図をイメージして、(行政サービス)の項目でも謳った「市民が利用し易い」組織とも共通点が多いと考える。後者の「市民が市政に参画し易い組織風土」とは、目には見えないが、市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体のスタンスを指している。

【高橋委員から】

- ・ 「適切な人材育成がなされる組織」について、ここで挙げるか、他の人材育成の条文中で挙げるか、或いは人材育成については条文化しないかを整理しておきたい。

【事務局から】

- ・ (市民自治)の1つ目、「市は、市民が市政に参画し易いように分かり易い組織を目指す。」とは、(行政サービス)の1点目と(市民自治)の2点目と同じ内容であり、重複しているのではないか。
- ・ また、(行政サービス)の1点目については財政状況や行政運営の効率性といった切り口もあり、「市民が利用しやすい」という点を「最優先」としてよいのか、検討が必要と考える。

【検討】

- ・ 組織構成の優先度については、解説にも「効率性」と「市民が利用しやすいこと」についての記載をしている。
- ・ 「行政サービス」とあるが、「新しい公共」を考えた時、行政組織以外の組織についても、公共サービスとして、市がある程度、関与していく必要があるのではないか。例えば、

公契約などにより、施設の運営を委託している場合の委託先の組織について、行政評価を同様に行っていないこと等が問題である。

- ・ ここでは「行政組織」しか対象に考えていないが、それではこれまでの自治基本条例と同じ内容になってしまう。
- ・ 公共サービスといったときの主体はどのような団体になるのか。電気・ガス・鉄道なども公共サービスの主体に入ってしまうのではないか。
- ・ 行財政運営の項目であり、行政組織を規定するだけで良いのではないか。行政以外の主体について、行政が組織をどうこうできるものではない。

(7)行財政運営 総合計画

【条例案骨子】

（総合振興計画の策定目的）

- ・ 市は、行政の総合的かつ計画的な運営を行うため、定期的に総合振興計画を策定する。

（総合振興計画の運用）

- ・ 総合振興計画策定にあたっては、市民の参画を求める。
- ・ 総合振興計画策定の目的、目標及び効果等を公表するなどの情報公開に努め、市民の理解を得る。
- ・ 総合振興計画は、社会情勢に合わせて定期的な見直しを行い、柔軟に運用する。
- ・ 市は、目的に対する総合振興計画の進捗度を定期的に評価するとともに、市民に対して報告を行う。

【考え方・解説】

- ・ 現在、市町村には、総合的な基本構想を議会で議決し、これに即して行政を運営するように、地方自治法で義務付けられている。

<参考> 地方自治法

第2条第4項 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

- ・ さいたま市では、将来都市像を掲げる「基本構想」を定めているほか、基本構想に基づき各行成分野の施策を総合的、体系的に示す「基本計画」、基本計画に基づき具体的な事業を示す「実施計画」を定めている（三層構造）。
- ・ 一方で、国では、地方分権を推進するため、法律による義務付けの見直しを進めており、基本構想の策定についても、検討の対象となっている。義務付けが廃止された場合には、基本構想は策定しなくてもよいことになる。
- ・ しかし、市民福祉の向上と市の継続的な発展のために総合振興計画を策定し、計画的に行政を運営することの重要性に変わりはない。
- ・ そこで、総合振興計画については、自治基本条例の中で、明確に位置付けるものとする。
- ・ また、総合振興計画については、その策定過程への市民参加の促進、及び市民への公開

などにも重点を置くべきである。

- ・ なお、近年の社会情勢の変化はめまぐるしく、総合振興計画と言えども、状況に応じた柔軟な対応、定期的な評価・見直しは必須である。

【事務局から】

- ・ 遠藤委員が欠席のため、事前に話を聞いているので事務局から報告する。
- ・ 遠藤委員担当の検討シートについては、分かりやすく要点を整理したほうがよいと考える。
- ・ 行政の総合的かつ計画的な運営を行うために総合振興計画を策定するものとし、策定にあたっては、情報公開や市民参画を進めるように努める。また、社会情勢に合わせた柔軟な運用を行うほか、定期的な見直しを行うとした。

(7)行財政運営 の2 行政評価

【条例案骨子】

(行政評価の目的)

- ・ 市は、効率的な行政運営、市民の意見を反映した行政評価を行う。

(行政評価の運用)

- ・ 市は事務事業に対して、一定の期間を定め、行政評価を実施する。
- ・ 市は、行政評価を実施し、市民に評価内容についての意見を求める。
- ・ 行政評価の作業内容及び結果について、市民や議会に対して分かりやすく公表・報告を行う。
- ・ 行政評価の結果を事務事業及び市政運営に反映させ、行政評価の結果を反映した市政についても検証・実践する。市が行う事務事業に対する必要性などの意識改革を図る。

【考え方・解説】

- ・ 長引く経済不況の中で、税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進展などもあり、行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれる。
- ・ 市民生活も厳しさを増す中で、市民から集めた貴重な税金は、まさに血税であり、行政がこれをいたずらに浪費することは許されない。
- ・ そこで、効率的・効果的な行政運営を実現するためには、事務事業等の費用対効果を検証し、評価する仕組みを設けることが不可欠である。
- ・ 現在、さいたま市では「1円たりとも税金を無駄にしない」徹底的な無駄の削減を行うために、あらゆる事務事業を対象に評価を行っており、事務事業総点検などコスト削減に取り組んでいるところである。
- ・ 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、行政は積極的に評価結果を市民に公表する必要がある。
- ・ ただし、市の事務事業等は広範に渡っており、その全てを単に情報公開するだけでは、市民の理解を得ることはできない。
- ・ 税金が有効に活用されていることを市民が理解することで初めて、行政と市民の信頼関

係を築くことができるのであり、行政は、市民に分かりやすく評価結果を公表しなければならない。

- ・ また、行政評価自体への市民参加については、「行財政改革推進プラン2010」において、多様な手法が検討されている状況にある。
- ・ 個々の市民は専門家でもなく、個別・具体的な事務事業等の目標設定に直接関与しているものでもないので、市民が直接、行政評価に関与することは技術的にも困難である。
- ・ そこで、一義的には行政が自己評価をした後、その自己評価のあり方について、市民がチェックできるような仕組みの創設を求めるものである。
- ・ 評価には様々な手法があるが、評価事務自体の費用対効果にも配慮して、事務事業等の種類に応じて、適切な時期に評価するよう、評価時期や期間を定めるものとする。
- ・ 非効率的な行政運営の見直しは必須であり、行政評価の結果については、必ず市政に反映させなければならない。
- ・ また、(例えば災害に強いまちづくり、景観に優れたまちづくりなど)行政のみの努力では事務事業等の目的を達成しえないものもあり、行政評価の結果を行政のみの責任とすることは適切ではない。行政評価の結果を議会も市民も尊重し、同じようなことを繰り返さないように学習する態度が求められる。
- ・ 市職員は行政評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事務事業等を見直し、費用対効果を考えた行政運営に努めるものとする。
- ・ 行政評価の結果を事務事業及び市政運営に反映させ、その効果を検証・実践する。市が行う事務事業に対する必要性などの意識改革を図る。

【事務局から】

- ・ 効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施するものとし、その際には、ダブルチェックの意味で、自己評価だけでなく、市民参画にも努め、また、評価結果については、市民に対して分かりやすく公表し、理解してもらうものとした。
- ・ 評価結果を市政に反映させるのは当然として、行政の努力だけでは実現できないもの(災害に強いまちづくりなど)もあるので、市民や議会も評価結果を踏まえて考えるという趣旨を、【考え方・解説】に述べている。
- ・ 現在、行財政改革推進本部において、行政評価のあり方を検討しているので、その内容を踏まえておく必要がある。

(7)行財政運営 財政運営

【条例案骨子】

(財政運営)

- ・ 市は、財政運営に必要な財源を確保し、長期的視野に立った健全な運営を図るとともに、市の財産についても適正な管理及び効率的な運用を行う。
- ・ 市は、財政運営に関する情報をわかりやすく公表し、透明性の確保に努める。
- ・ 市民は、市の財政運営に対して長期的な視点により財政状況の把握に努め、市政の監督を行うとともに、財政の健全性の確保に市と連帯して取り組む。

【考え方・解説】

- ・ 長引く経済不況、少子・高齢化の進行による人口構造の変化に伴い、行政需要の拡大と税収減など、市の財政は厳しい状況が続くと考えられる。
- ・ このような状況において、市民福祉の向上と市の継続的な発展のため、また将来世代に過大な負担を強いることのないようにするためには、健全財政の確保・維持が重要である。
- ・ 地方公共団体の財政運営については、地方財政法が定められており、地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを法律の目的としている。
- ・ 近年、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、地方公共団体には健全な財政を維持する経営能力が問われている。

平成 21 年 4 月には、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、健全化や再生が必要とされた自治体には計画策定の義務付けや国等の関与がなされることなどが規定されている。

- ・ 財政状況の公表については、地方自治法 243 条の 3 に規定されているが、単に公表するだけでなく、市民にいかに関わりやすく公表するかということが市には求められている。

< 参考 > 地方自治法

第 243 条の 3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

- ・ 市民は、自らの社会的な行為が市の健全財政にも結びつくことを意識するとともに、財政運営について中長期的な視点を持つことが必要である。
- ・ 市が透明性の確保を徹底することにより、市民は市の財政状況を監督でき、財政状況が悪化するおそれがある場合にも、健全化法に規定されているより早い段階での対応が可能となる。

【遠藤委員から(論点)】

- ・ 市民による監督の仕方を含め、財政運営に市民はどう関わるか。行政は市民意見をどのように反映させるか。また、これらについて条例に盛り込むか否か、盛り込む場合にはどのように記述するか。

【事務局から】

- ・ 3 つめに、「市民が長期的な視点により財政状況の把握に努め、市政の監督を行い、財政の健全性の確保に市と連帯して取り組む。」とあるが、果たしてここまでの責務を市民に求めてよいのか議論いただきたい。

【検討】

- ・ 市政が破たんして困るのは市民である。その意味では、市民にも責任がある。
- ・ しかし、具体的に財政をチェックするのは議会の役割である。
- ・ 市川市の「1%条例」(市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例)

の例があるが、さいたま市にもマッチングファンドがある。税金だけでなく、市民による寄付文化が進んでくるとして、その財源も財政と一緒につかうことができる。そこになら市民も参加できるのではないか。

- ・ 地域の資源の循環を考えると、より効果的に一般財源を使えるようになるのではないか。
- ・ 市民の監督や取組に関しては、少し理念的な書き方を検討することとする。

(7)行財政運営 監査

【条例案骨子】

(監査の実施及び運用)

- ・ 市、市政の安定かつ効率的な運営を行うとともに、市民自治推進に寄与するよう監査委員を定め、合理的な監査を行わせる。
- ・ 監査委員は、行政監査、随時監査、財政援助団体等の監査、公金の収納等の監査等の監査を行う。
- ・ 市は、適正で効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか外部監査を実施する。
- ・ 監査にあたっては、公正、迅速、信頼の確保に尽力する。
- ・ 市は、市民に問題点、改善点等が分かり易いように、監査結果を公表する。
- ・ 市は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努める。

(住民監査請求)

- ・ 市は、住民が求めた監査請求に対して、迅速かつ信頼性のある対応をとる

【考え方・解説】

- ・ 監査については、法令等で具体的に規定されているが、この条例でも改めて監査の制度を明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものである。
- ・ 監査委員は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市の事務を監査するために設置される機関であり、地方公共団体が行っている行政サービスが適法であるか、能率よくなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、市民に問題点、改善点等が分かり易いようにその結果を公表することが必要である。また、市は監査結果を踏まえ検討し、市政運営の向上に努める。
- ・ 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、毎年行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがある。
- ・ また、外部監査制度についても、市は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、内部の監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施する旨、確認的に規定したものである。

【遠藤委員から(論点)】

- ・ 監査について、自治基本条例に盛り込むか否か。

- ・ 住民監査請求を監査に1つの分岐したテーマとして置いていいのか。住民監査請求は、法の下に権利として与えられているもののため、ここにあえて入れる意味はあるのか。住民監査請求があるということを知らせたいとの意見があったが、それならば解説に記載すればいいと考える。

【事務局から】

- ・ 事務執行の適正、公正を確保するために、監査を行うものとし、具体的な監査の制度を列記している。監査では、迅速性よりも、公正さが重要であると考えられる。
- ・ 住民監査請求について、市民が直接請求権を持っていることを知らせたいという趣旨であるならば、市長の解職請求（リコール）など他にも直接請求権はいくつもあり、住民監査請求だけこの項目に記載することは、バランスを欠くのではないか。

【検討】

- ・ 住民監査請求については、【考え方・解説】に記載することでよいと考える。

(7) 行財政運営 危機管理

【条例案骨子】

（危機管理）

- ・ 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故等の危機に対する管理を行う。
- ・ 市は、危機に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、危機の発生を予測・予知し、その危機発生による被害の未然防止、回避または軽減を図り、危機を収拾し、再発防止に努める。
- ・ 議会及び市は、市民とともに危機管理に関して積極的に協議協力し、適切な対応を準備する。
- ・ 議会及び市は、市民とともに危機発生時には迅速かつ効率的な対応を図る。
- ・ 市は危機管理対策及び危機発生時の情報をすみやかに公開する。

【考え方・解説】

< 市（執行機関） >

- ・ 災害時の対応計画の策定と体制の整備及びその情報の公開。
- ・ 災害時の想定に基づく地域情報の公開。
- ・ 行政サイドと住民サイドの情報共有。
- ・ 災害時における市の危機管理体制の整備及び見直し。
- ・ 災害時の対応計画の策定。
- ・ 計画に基づく、組織を横断した体制の構築。
- ・ 危機管理体制の情報公開。
- ・ 「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）あるいは、行政の信頼性を損なう事態をいう。この指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「緊急事態等（テロ、

感染症、環境汚染、行政の信頼性を損なう事件・事故など)」の3つに大別している。(「さいたま市危機管理指針」)

- ・ 危機発生時に市民の安心・安全を確保することは、市の最重要課題である。
- ・ 市は、危機の予防及び危機への備えを十分にいき、危機発生には被害の軽減及び収拾、再発防止に努める必要がある。
- ・ しかし、危機への対応に関しては、行政だけの努力では限界があり、関係機関や市民と連携することが必須である。
- ・ 市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関する対策を総合的に推進する責務を有する。(「さいたま市危機管理指針」)
- ・ 市民は「自分の身は自分で守る」といった「自助」の精神にたって、防災に対する正しい知識と危機意識を持ち、災害に備えることが必要である。
- ・ 地域による災害対応力の向上を図るために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想、つまり「共助」の精神の醸成が必要である。
- ・ 市は、市民による「自助」、地域による「共助」の活動を推進するための支援と防災体制の強化に努める。(公助)

【遠藤委員から(論点)】

- ・ 市民間の危機発生時の協力についての内容を盛り込むべきか、盛り込むとしたらどう入れるか。

【事務局から】

- ・ 議会における災害等の際の具体的な役割等について議会事務局に聞いたところ、具体的には今後の検討課題であるとのことだったが、例えば市や区の災害対策に協力したり、地域のリーダーとして協力するという方向で考えているとのことである。

【検討】

- ・ 自助、共助の重要性の啓発が重要である。
- ・ 議会について、「議会及び市は、市民とともに危機管理に関して積極的に協議協力し、適切な対応を準備する。」についてはよいが、「議会及び市は、市民とともに危機発生時には迅速かつ効率的な対応を図る。」については疑問がある。
- ・ 災害時に補正予算を決めたり、条例を制定するのは議会の役割として重要ではないか。
- ・ 一般的に、有事の際には市長をトップとする執行機関に指揮命令系統を集中、一本化させて迅速な対応を取る必要がある。予算の議決や条例制定などは、災害が現に発生しているときではなく、災害発生後の対応である。

議会テーマ

(1)市議会の役割・責務

【条例案骨子】

(市議会の責務)

- ・ 市議会は、その役割を十全に果たすため、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、議会に対する理解と信頼を向上し、かつ、市民の意見をまちづくりに反映さ

せるよう努め、議会の諸活動への市民参画を推進しなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 議会は市民にとって、自治のためのとても重要な意思決定機関である。そうした役割を持つ2元代表制の一方である市議会を市民に身近なものとするために、一つは、議会の審議、政策立案能力を高めてほしい。二つは、議会活動に市民が参画する方法を市民とともに積極的に開拓してほしい。
- ・ 市民の議会とするため、市民と議会の関わりを強め、深める具体策は、さいたま市議会基本条例に記載されている。たとえば、
 - 市民の多様かつ広範な意見の把握、地域の課題の把握（市民との対話、議会報告会など）
 - 市民の視点を市の意思や政策に適切に反映（委員会の設置、市の政策の評価・公表も含む）
 - 市民の意見の調整
 - 議論の過程の積極的な公開、議会運営の透明性
 - 調査研究、市政に対する課題の的確な把握 等である。
- ・ ただし、その、具体的な方法が重要である。
- ・ また、市民と議会が協働する新たな課題（たとえば市民と議会による条例制定）を受け付ける窓口づくりなどにも積極的に挑戦して欲しい。

【染谷委員から】

- ・ 議会は「市民の意見を政策に反映させる」だけでよいのか。
- ・ 議会と市民との接点をどうつくるのか。
- ・ (1)議会と(2)議員の責務の順番を逆にしたらどうか。

【事務局から】

- ・ この項目と「(3)議会運営」(ひらかれた議会運営)は、内容が類似しているように感じるが整理できないか。

【検討】

- ・ 文章が長いので、整理してはどうか。
- ・ 「その役割」とは、地方自治法にあるような通常の役割、「立法機関」「意思決定」「行政の監視」などを指す。
- ・ 当たり前のことではあるが、上記のことを省略すると分かりにくいので、「議会の役割」として記載すべき。
- ・ 市長・行政は近づけるが、議会は敷居が高く、なかなか近づけるイメージが湧かない。
- ・ オープン議会など議会も市民に近づくように書いていきたい。

(2)市議会議員の役割・責務(人づくり)

【条例案骨子】

(市議会議員の責務)

- ・ 市議会議員は、市民（有権者）から市政に関する権能を信託された代表であることを自

覚し、その役割を十全にはたし、地方自治の発展に努めなければならない。

- ・ 市議会議員は、市民との対話を率先して行うとともに、市民全体の利益を行動の指針とし、その実現のための仕組みの開発を進めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 市民のための議員とするための、市民と議員の関わりを考えたい。とりわけ、自ら発信できない・発信しない市民も含めて、多様な市民の意見を聴き、地域の実態を把握し、研鑽を重ね、目の前の問題の早急な解決および中長期的視点を持ち、さいたま市にとって適切な政策課題を掲げ、市民とともに実現してほしい。
- ・ 地元意識や選挙区、会派を超えて市民全体の利益を行動の指針とするとともに、事前に市民の意見を集め、市政全体の観点からの確かな判断が望まれる。
- ・ 議員はまちづくりについての自らの考えを明確にし、且つ、市民から広く意見を集め、市民自治によるまちづくり推進のために、政策立案能力の一層の向上に努めてほしい。
- ・ さいたま市議会基本条例に、議員の活動が記載されているが、その具体化に向けた仕組みを、議員と市民が協力して開発する必要がある。

【染谷委員から】

- ・ 議員に政策立案を期待するか。
- ・ 議員がまちづくりについての自らの考えを明確にする必要があるか。

【事務局から】

- ・ 「地方自治の発展」という言葉が漠然としていて疑問に感じる。
- ・ 【条例案骨子】に「市民との対話を実現するための仕組みの開発」、【考え方・解説】にも「議員と市民が協力して開発する必要がある」とあるが、議会全体として行うのならともかく、64人の議員一人ひとりがこれを行うことを規定するのは違和感がある。例えば「工夫」とするなど、書き方の問題かもしれない。

【検討】

- ・ 「地方自治の発展」ではなく、「さいたま市全体の発展」を目指すべきでは。
- ・ 議会は、地域に密着していることと合議制であることが強みである。市議会議員は、各区からの選出であるが、「それぞれの地域の課題を持ち寄った上で、さいたま市全体の発展」を考えるべき。
- ・ 【条例案骨子】の2点目「その実現のための仕組みの開発」の「その」が何を指すのか不明確。
- ・ 「対話」とは、抽象的、比喩的な意味にとられかねないのでは。
- ・ 「対話」とは、双方向、顔の見える関係、コミュニケーションを指し、具体的な方法は各議員が積極的に開発していくべきだ。
- ・ 『「市民全体の利益の向上」を目的として「市民との対話」を行う責務がある』と整理する。

(3) 議会運営(議会への市民参加を含む)

【条例案骨子】

(ひらかれた議会運営)

- ・ 市議会は、会議前、会議中、会議後のすべてのプロセスへの市民の参画を図るとともに、会議を公開することにより、公正な討議を実現し、常に市民の理解と信頼を高めるよう努めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 市民の議会とするための、議会運営について考えたい。ただし、議会運営といっても、議場の中あるいは会期中にとどまらない。たとえば、
議題について：議事テーマの事前公開
会期中： 請願陳情の提案説明を可とする、市民の議論への参加・発言権の確保、議論と手続きのプロセスの透明化、公聴会、参考人、議事録公開、広報、報告（分かり易い説明）
閉会中： 報告（議案に対する賛否も含む・分かり易い説明）と意見交換会、政策・施策の監視・評価

【染谷委員から】

- ・ 「議会運営」だと組織本会議の運営方法(動議やセコンド等)だけのイメージになりそうなので、もっと分かりやすい言葉はないか。

【事務局から】

- ・ 「会議前、会議中、会議後のすべてのプロセス」とはどこまで含むのか。「すべての」という表現は不適切では。

【検討】

- ・ 「会議」とは、本会議及び委員会を指すのか。それ以外も含むのか。前者であれば、そのまま「本会議及び委員会」と記載すべき。
- ・ 「会議を公開することにより、公正な討議を実現し」とあるが、透明性を確保することで、公正な討議を保障する、あるいは確保するということではないか。
- ・ 議会基本条例第19条(傍聴等)で言っている「公開」よりももっと広く多様な意味で「公開」と述べている。
- ・ ここは、議会基本条例第17条(市民の参画)を特出しして具体的に記載している。
- ・ 「(1)市議会の責務」では、議会基本条例の第2条(議会の責務) 第17条(市民の参画)を含めた内容、「(3)議会運営」では議会基本条例の第17条をより具体化する意図がある。
- ・ 議会基本条例の「参画」や「公開」といった「市民の議会」という理念を具体的に進めてほしいのであれば、「議会基本条例で具体的に運用しなければならない」と盛り込んではどうか。
- ・ (1)と(3)はこの段階では重複してもいいのでは。
- ・ 「開かれた議会」とは他自治体では透明性のことを指している例が多いようだが、さいたま市では「参画」も含めて規定したい。

その他

【染谷部会長より】

- ・ 行政各課等へのヒアリングがまだ実施できていない。時間も限られているので、簡単な形式で行いたい。1月に入って、平日の昼間に参加できる委員2～3名でもいいので、実施したい。

【事務局より】

- ・ 行政評価については行財政改革推進本部で検討中のため、それについてヒアリングするのはどうか。
- ・ 本日までの議論を踏まえて、検討シートの修正案及び必要と考えるヒアリング先等を12月27日(月)の朝までに事務局まで送ってほしい。

堀越委員

- ・ 「新しい公共」の検討チームとの意見交換はぜひ行いたいので調整をお願いする。

閉会